

年金受給者等宿泊施設利用証等の送付について

これまで、年金受給者となられた方に対しては、当組合及び相互利用ができる他の地方公務員共済組合が所有する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を組合員料金で利用できるよう、年金証書の送付と併せて「年金受給者宿泊施設利用証」を送付しております。

このたび、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられたことに伴い、退職後から年金受給者となられるまでの間も年金受給者と同様に宿泊施設を組合員料金でご利用いただけるよう、現在組合員の方については、退職予定者説明会等の際に「[年金受給者等宿泊施設利用証](#)」を配布することとしました。

つきましては、かつて組合員として在職し、未だ年金受給者となられていない方で、[この利用証をご希望の方は、該当支部](#)（道府県を異動した方は、最終的に所属していた支部となります。）[へご連絡いただきますようお願いいたします。](#)

記

1 運用開始時期

平成 27 年 4 月 1 日

2 対象者

地方職員共済組合の組合員であった方（年金受給者を除く）

3 送付物

- ① [年金受給者等宿泊施設利用証](#)
- ② [年金受給者等優待リーフレット（特別優待券付き）](#)（*）
- ③ [小冊子「旅の宿」](#)

※ お申込みにあたりまして、当組合の組合員であったことを確認するため、ご連絡の際に過去の所属所等を確認させていただきますことをご了承願います。

連絡先 <http://www.chikyosai.or.jp/about/introduction/index.html>

* 年金受給者の皆様へは、例年 6 月及び 12 月（平成 27 年度以降は 6 月及び 1 月）にリーフレットの新刊を送付していますが、別途、年金受給者となられるまでの間において、新刊の送付を希望される場合は、上記 3-①「[年金受給者等宿泊施設利用証](#)」をお申込み後、下記のメールアドレスへ[支部名](#)、[氏名](#)、[誕生年月](#)、[送付先住所](#)を記入のうえ、リーフレット新刊を希望する旨をご連絡ください。

メールアドレス fukushi@chikyosai.or.jp